

# 日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な

## 集団活動事業の利用支援事業の実施及び補助金交付要綱

令和7年2月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する対象幼児の保護者に対し、利用料の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 この事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）は、満3歳以上の小学校就学前の幼児を対象として保育等を提供している施設等であって、標準的な開所時間がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であるもののうち、別表に定める基準（以下「基準」という。）を満たすものとする。ただし、次に掲げる施設等を除く。

- (1) 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設
- (2) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- (3) 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者
- (4) 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数のおおむね半数を超えない施設等を除く。）

(基準適合審査の申請)

第3条 対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者（以下「申請事業者」という。）は、日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(対象施設等の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（第2号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請を却下したときは日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（第3号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

3 申請事業者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査変更届（第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 申請事業者は、対象施設等を休止し、廃止し、又は再開するときは、市長に届け出なければならない。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が基準を満たさなくなったとき又は偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(補助対象者)

第6条 補助金の対象となる者は、日野市内に住所を有し、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している幼児であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児（以下「対象幼児」という。）の保護者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 法第11条に規定する子どものための教育・保育給付を受けている者
- (2) 法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている者
- (3) 法第59条の2第1項の規定により行うことができる事業を利用している者

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費は、対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する保育等に対して、対象施設等が補助対象者から徴収する利用料とする。ただし、入園料、施設整備費、延長保育又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費等の対象施設等において提供される便宜に要する費用をいう。）、その他これらに類するものを除く。

(補助基準額)

第8条 対象幼児1人当たりの補助基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、対象施設として決定した日の属する年度の前年度以前のうち、直近3箇年の平均月額利用料（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）が2万円を下回る対象施設等を利用する対象幼児については、当該平均月額利用料を1月における補助基準額とする。

(補助金額)

第9条 1月あたりの補助金の額は、補助対象者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と前条に規定する補助基準額とのいずれか少ない額とし、4月分から9月分までの合計額を前期分、10月から3月分までの合計額を後期分として交付するものとする。

(補助金の交付申請等及び申請期限)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付申請書兼請求書（第5号様式）に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 対象施設等の事業者は、市長が別に定める日までに、月ごとの在籍名簿（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第11条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付決定兼支払通知書（第7号様式）により、補助対象者に通知するとともに、速やかに補助金の交付を行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項に規定する申請において、補助しないことを決定したときは日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付申請却下通知書（第8号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により、前条第1項に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、日野市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、補助対象者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 対象施設等は、事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金に関する報告等)

第15条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた補助対象者又は代理人に対し報告を求め、又は調査することができる。

(指導監査)

第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な補助金の交付を実施する観点から、必要に応じて、対象施設等に対してこの要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施するものとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、対象施設等に対し実地により個別に指導又は監査を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

対象施設等の基準

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。 ただし、常時2人を下回ってはならない。
2. 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者のおおむね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等に当たっては、1人)以上は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者、保育士、看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設等に限る。)とする。
3. 設備等(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)が設けられているとともに、便所は集団活動室及び調理室と区画され、かつ、幼児が安全に使用できるものであること。 (2) 集団活動室の面積は、おおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 必要な遊具、保育用品等を備えること。
4. 非常災害に対する措置	[建物がある場合] (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられてい

	<p>ること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に設ける建物にあつては、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）、集団活動室を3階に設ける建物にあつては、耐火建築物であること。</p> <p>〔建物がない場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</p>
5. 集団活動の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、活動内容を工夫すること。</p> <p>(2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。</p>
6. 給食（給食を実施している場合に限る。）	<p>幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、あらかじめ作成した献立に従って調理すること。</p>
7. 健康管理及び安全確保	<p>幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。</p>
8. 利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。</p>
9. 職員及び幼児の帳簿の整備	<p>職員及び幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。</p>
10. 会計処理	<p>(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。</p> <p>(2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。</p> <p>(4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。</p>